

憲法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

近年、受刑者などの刑事収容施設被収容者の人権が争点となる裁判事例が増えつつある。また、受刑者の自由制約に係る処遇については、明確で高い規律密度をもった法律の根拠が必要だという声が高まりつつある。こうした状況に鑑み、超党派の国会議員を中心に、新たに「受刑者処遇法（仮称）」（以下「新法」という。）の制定を目指す議員連盟（以下「議連」という。）が発足した。この新法の立案過程では、現行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号。以下「現行法」という。）の諸規定のうち、拘禁刑（懲役・禁錮）と拘留の受刑者の憲法上の権利に関わる諸規定が検討の対象となった。

そうした規定の一つとして、調髪（髪型の規制）に係る規定が議論の対象となったが、髪型の自由が憲法上の権利といえるかについて、議連の中では見解の一致をみなかった。そこで、調髪に係る規定については、さしあたり現行法の内容に変更は加えず、また、現行法に基づく省令や訓令・通知等を法律の形式で確認的に明文化する案が示された（法案の骨子は後記の【参考資料】）。さらに新法案では、「性同一性障害者等」（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律〔平成15年法律第111号。以下「特例法」という。〕2条の定義に該当する性同一性障害者、および同障害と同様の傾向を有する者）の受刑者の調髪のあり方について、戸籍上の性別（特例法に基づく戸籍上の性別変更を行った者は変更後の性別）に基づく調髪を行うことを原則とし、調髪の不実施は例外的な場合に限定する旨が示された。

この調髪の制度趣旨について、現行法の立案担当者は、懲罰的な趣旨や逃走防止の手段という趣旨を含むものではなく、下記の諸点にあると説明していた。すなわち、受刑者には、肉体労働による作業や機械を作動させる作業を行わせることが多く、汗やほこりなどの汚れを簡単に落としたり、機械への頭髮の巻き込みなどの危険を防止したりするためには、調髪が必要・適切であること、また、反社会的集団に属する者に特有の髪型などをすることを自由に認めた場合には矯正処遇の効果などを阻害しうること、さらに、刑事施設では受刑者が刑務作業（経理作業）として多数の受刑者の調髪を行うのが通例だが、その技量には限界があり、簡易な髪型に限定することが求められること、などである。

もっとも、近時の前記の裁判例の動向にも照らし、独自に憲法の勉強をしていた議連のメンバーの一人であるXは、頭髮が身体の一部であることにも照らせば、髪型の自由は幸福追求権の一内容として、憲法13条で保障されるのではないかと考えた。そして、被収容者の人権制限を扱った判例に照らせば、こうした憲法上の自由への制限が許されるのは、受刑目的や、刑事収容施設の規律・秩序の維持に支障が生じる相当の蓋然性があると認められる場合であり、かつ、その制限の程度が、当該支障を除去するために必要かつ合理的な範囲に止まる場合に限られると考えた。その上で、前記の立案担当者の

憲法

説明は、調髪を一般的に義務付ける規定（新法案 56 条 1 項）自体を合憲と解する理由としては成り立ちうる余地はあるが、①男性受刑者に、いわゆる丸刈りかそれに近い髪型を強制する規定（同 57 条 1 号。以下「規定①」という。）と、②一定の性同一性障害者等受刑者について、丸刈り等の不実施を例外的な場面に制限している規定（同 58 条 2 項。以下「規定②」という。）を正当化し得ないのではないかと考えた。そこで X は、法律家甲に、規定①と規定②の憲法 13 条適合性が仮に訴訟で争点となった場合に生じうる問題点について意見を求めた。

【設問】

あなたが X から相談を受けた法律家甲であるとして、規定①と規定②の憲法 13 条適合性について論じなさい。なお、法の下での平等については独立に論じる必要はない。また、X は、調髪を一般的に義務付ける規定（新法案 56 条 1 項）は、前記の判例に照らして一定の限定的な解釈を施す限りで合憲だと解する余地はあるものの、規定①・規定②については、そうした限定解釈は法文上不可能であるとも考えているが、この調髪を義務付ける規定（同 56 条 1 項）自体の憲法適合性や限定解釈に係る論点については論じる必要はない。

【参考資料】

○受刑者処遇法（仮称）（法案の骨子の抜粋）

第 56 条 受刑者には、調髪を行わせる。

2 受刑者が調髪を行わないことを希望する場合において、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗慣習、釈放の時期その他の事情を考慮して相当と認めるときは、調髪を行わせないものとする。

第 57 条 前条第 1 項の髪型の基準は、次のとおりとする。

一 男子の受刑者については、原型刈り（別図第 1）、前五分刈り（別図第 2）又は中髪刈り（別図第 3）とする。〔別図は次頁〕

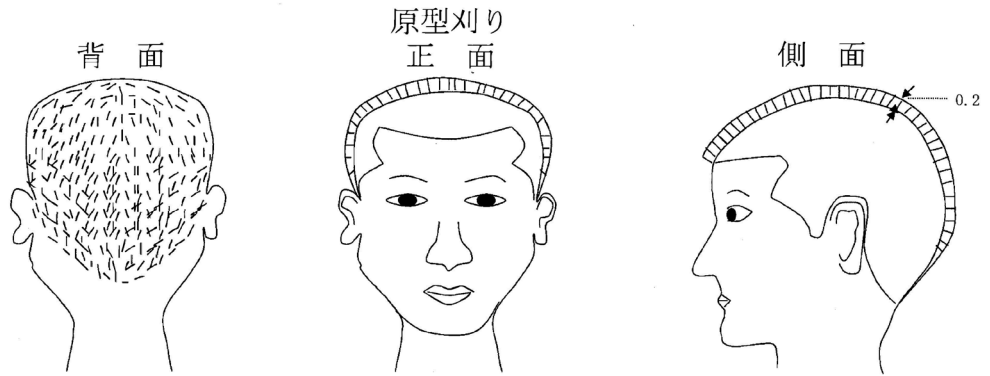
二 女子の受刑者については、華美にわたることなく、清楚な髪型とする。

第 58 条 〔1 項、略〕

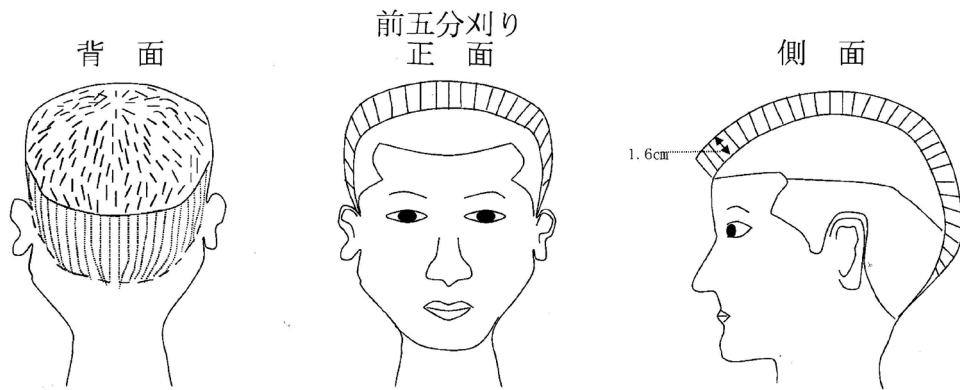
2 戸籍上の性別変更を伴わない性同一性障害者等受刑者のうち、生物学的な性別は男であるが心理的には女性であるものから、調髪を行わないことを希望する旨の申出があった場合、第 56 条第 2 項の規定にかかわらず調髪を行わないことができる。ただし、当該受刑者の精神状態や過去の生活歴その他の事情を考慮して、調髪を行わないことが処遇上有益であると認められる場合に限る。

（120点）

別図第1



別図第2



別図第3

